

I 施設の概要

1 所在地 丸亀市金倉町 830 番地

2 敷地面積 約 102,000 m²

3 施設規模等

構 造	鉄筋コンクリート造
規 模	メインスタンド5階、バックスタンド2階、サイドスタンド2階
延床面積	32,736 m ²
施設内容	主競技場（全天候第1種公認陸上競技場、 W A C L A S S - 2 認証競技場） 観客収容数 30,099 人 トラック 400m トラック 9 レーン フィールド 天然芝 106m×69.5m 夜間照明 全灯 1,500Lx 大型映像装置 15.04m×7.68m 高輝度 フルカラーLED 補助競技場（全天候第3種公認陸上競技場） トラック 400m トラック 6 レーン トレーニングルーム（2室） 会議室（7室）等

II 施設の利用の基準

1 施設の利用

業務の内容は次のとおりとし、利用者の平等な利用の確保等を図ること。

- (1) 利用申請書の受付及び利用許可
(かがわ電子自治体システム施設利用申込サービスによる利用を含む。)
- (2) 利用料金の設定及び収受
- (3) 附属設備及び機器の管理
- (4) トレーニングルーム利用者等への指導助言
- (5) 貸出備品の管理
- (6) 利用者との打合せ
- (7) 利用に関する相談及び各種問い合わせに対する対応
- (8) 要望や苦情、トラブル等への対応

特定の団体や行事の優先利用など施設の利用に関する基本的な事項は、「香川県立丸亀競技場の利用について」（県直営時の手引き）（別紙1）に定めている。指定管理者は、これに準じて、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて、「利用の手引き」を定めること。

なお、現在、指定管理者が定めている「利用の手引き」は別添（別紙1－2）のとおり。

Ⅲ 施設等の管理の基準

1 管理運営

(1) 休業日

- ① 事務委任施設管理運営規則に定める休業日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとなっているが、指定管理者は、県教育委員会の承認を得て休業日を変更することができる。
- ② 現在、指定管理者が定めている休業日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとなっている。

(2) 利用時間

- ① 事務委任施設管理運営規則に定める利用時間は、一部の施設を除いて、午前 9 時～午後 9 時（日曜日・月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午後 5 時）までとなっているが、指定管理者は、県教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。
- ② 現在、指定管理者が定めている利用時間は、午前 9 時～午後 9 時までとなっている。

(3) 危機管理対応

- ① 自然災害、事故等の不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じるとともに、県教育委員会をはじめ関係機関に通報すること。
- ② 危機管理体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを作成し災害時等の対応について定期的に訓練を行うこと。

(4) 環境への配慮

施設の管理運営に当たっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境に配慮すること。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」（2022 年度スポーツ庁）も参考に施設の管理運営においてユニバーサルデザイン化を推進すること。

(6) 職員配置及び研修

- ① 丸亀競技場の管理運営業務に従事する常勤の責任者並びにスポーツに関する知識・技能を有する者を配置すること。
- ② 芝生の維持管理については、専門の知識・技能を有する者を配置すること。
- ③ 職員の能力の向上を図るための研修を実施すること。

(7) 物品の帰属及び管理

- ① 指定管理者が県からの委託料で購入した物品は、県の所有とする。
- ② 備品会計に備える帳簿に記載されている備品については、香川県会計規則にもとづいて管理を行うこと。

(8) 美術品等の管理

施設内に設置している美術品等（別紙２）については、盗難・損傷等が発生しないよう適切に管理すること。

（９） 鍵の管理

マスターキー、個別キーの管理を徹底すること。マスターキーを紛失した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、指定管理者の負担でマスターキーに係するドア等のキーを取り替えること。

（10） 業務の再委託の禁止

設備の保守点検や清掃等個々の具体的業務について、指定管理者は県教育委員会と協議して第三者に委託することは差し支えないが、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

2 施設の維持管理

（１） 業務の実施に当たっては、来場者の安全の確保を第一に行うものとし、併せて施設の機能を良好に維持管理すること。

なお、対象施設設備の概要は、（別紙３）のとおりである。

（２） 指定管理者は、自己の職員又は再委託先の職員の中から下記の資格保有者を配置すること。ただし、防火管理者は自己の職員を配置すること。

- ① 建築物環境衛生管理技術者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第６条）
- ② 防火管理者（消防法第８条）
- ③ 自衛消防業務講習受講者（消防法施行規則第４条の２の１０第４項）
- ④ 第１種、第２種又は第３種電気主任技術者（電気事業法第４３条）

（３） 施設の維持管理に関する業務は、次のとおりとし、内容は（別紙４）によるものとする。

- ① 建物等施設管理業務
- ② 設備運転管理業務
- ③ 設備保守点検業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ スタンド等清掃業務
- ⑥ 芝生維持管理業務
- ⑦ 競技用放送設備、ＩＴＶカメラ設備保守点検業務
- ⑧ 高輝度フルカラーLED式大型映像装置保守点検業務
- ⑨ 昇降機設備保守業務
- ⑩ 機械警備業務
- ⑪ 競技用機器等保守点検業務
- ⑫ トレーニング機器保守点検業務
- ⑬ 樹木等維持管理業務
- ⑭ 陸上競技場公認更新補助業務

- ⑮ 法令などに基づく業務

3 その他

(1) 施設の利用促進のための広報

- ① 丸亀競技場の広報誌の発行やパンフレットの作成、ホームページの運用などにより、施設利用の促進等の広報活動を行うこと。その際、できるだけ愛称である四国化成 MEGLIO スタジアムを使用すること。
- ② スポーツ大会等の誘致その他施設の設置目的を達成するために必要な広報活動を行うこと。

(2) 類似施設、関係施設等との交流等

- ① 日本体育施設協会等引き続き加入するものとし、総会や研修会に参加し他場との情報交換等を行うこと。
- ② 丸亀競技場に関する行政機関等からの調査・照会に回答すること。

(3) 来場者サービスの提供

- ① 主要な大会等で売店等を必要とする場合は、売店を設置し来場者サービスの提供に努めること。
- ② 清涼飲料水等の自動販売機及び公衆電話機などを設置する場合は、県に都市公園施設設置許可申請書を提出し、許可を受けること。

(4) 収支計画書の作成について

Jリーグに関する以下の事項について注意すること。

- 1) 公式戦開催時等の施設利用料収入については、香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料減免取扱要綱に基づき、その2分の1が減免となる。
- 2) 年度によって、公式戦数が減少する可能性がある。